

内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（案） について

令和 6 年 10 月 29 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引制度企画室

（趣旨）

第 45 回制度設計専門会合（令和 2 年 2 月開催）から第 98 回制度設計専門会合（令和 6 年 6 月開催）までの議論のうち、内外無差別な卸売に関する議論を整理しとりまとめた文書「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（案）」について、令和 6 年 10 月 15 日に開催された第 2 回制度設計・監視専門会合において、文書の趣旨や今後の方針について了承された。今後、本文書は、行政手続法に定める意見公募手続を経た上で、委員会が作成した資料として公表する方針としたい。

本日は、文書の趣旨や今後の方針について御確認、御了承いただきたい。

1. 経緯

これまで、制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合において、旧一般電気事業者（以下「旧一電」という。）及び JERA（以下旧一電及び JERA を総称して「旧一電等」という。）による内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく各社の取組状況について、その評価方針や評価結果を継続的に審議してきた。

（参考）旧一電等によるコミットメントの内容

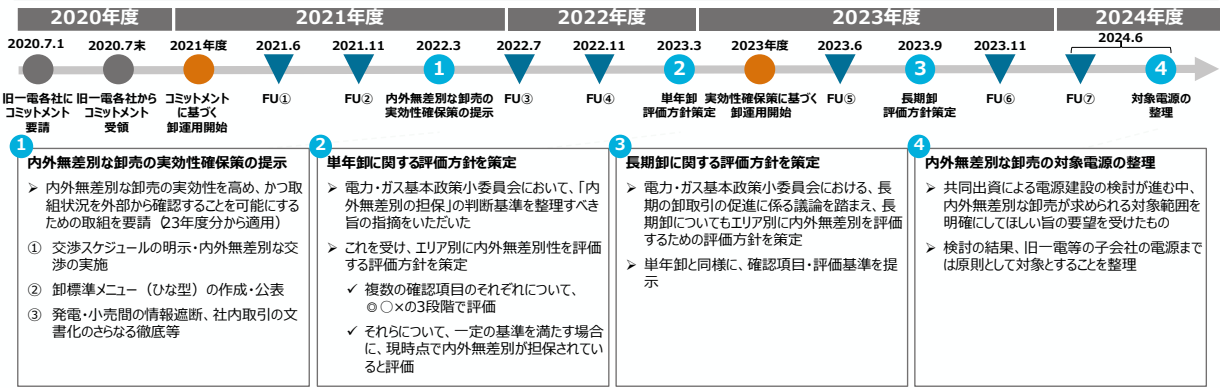
① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外及びグループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと

② 小売について、社内（グループ内）取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うこと

評価方針案や評価結果案については、各回の専門会合において、委員に御審議いただき、了承を得て、資料及び議事録を通じて公表してきたものの、事業者等が全体像を理解するには、それら各回の資料等を全て確認する必要がある。こうした現状を踏まえて、事業者等の利便性向上を図り、関係者間で改めて本取組に係る認識を共有することを目的に、制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合における議論を整理しとりまとめた文書「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」を作成・公表することとしたい。

(参考) これまでの内外無差別な卸売に関する取組

- 2020年7月末に旧一電等からコミットメントの回答を受領し、2021年度から各社における運用が開始されて以降、制度設計専門会合において、計7回のフォローアップを実施した（2024年6月末時点）。
- フォローアップにあたっては、その評価方針について本専門会合でも必要な議論を行い、アップデートを行ってきたところ。



36
37
38

24年度を受給対象年度に含む単年・長期卸の評価結果（案）サマリ 1/3

- エリア毎に内外無差別性を確認した結果、北海道・北陸・関西・中国・四国・沖縄エリアについては、現時点で内外無差別が担保されていると評価されるのではないかと

確認観点	No.	確認項目	単年/ 長期	◎○×評価（確認対象外の項目は“-”）※確認対象外の項目は、総合評価には影響しない												
				北海道	東北	東電 HD・ RP	東電 EP	中電 HD	中電 MZ	JERA ※1	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
A 内外無差別な卸売の実効性確保策 ①交渉スケジュール	1	事前の明示	単年	◎	◎	○	◎	○	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	2★ ※2	実施スケジュール	単年	◎	◎	○	◎	○	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎
B 内外無差別な卸売の実効性確保策 ②卸標準メニュー	3	事前の公表	単年	◎	◎	○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			長期	◎	◎	-	-	-	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	4★	自社小売向け確保	-	◎	◎	○	◎	○	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	
	5※3	契約期間の設定	長期	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	
	6※3	卸売のポートフォリオ	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	7★	卸標準メニューの交渉	-	◎	◎	○	◎	○	-	○	◎	◎	◎	◎	-	◎
8※3	容量市場収入の控除	単年	○	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	
		長期	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	
C 内外無差別な卸売の実効性確保策 ③情報遮断等	9※3	社内規程・取引書	-	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	
	10★	情報遮断の取組	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	11★	卸取引の担当部門	-	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※1 JERAについては、23年度に募集された、24年度を契約期間に含む単年卸及び長期卸（長期卸は既存契約以外に募集なし）の評価を行っている。他方で、23年度に交渉・契約締結された、26年度以降を契約期間とする長期卸の評価は、別途パートを分けて評価を行う
※2 ★の確認項目は特に重要な確認項目と整理しており、内外無差別が担保されていると評価されるためには、全て○評価であることが求められる。以降の slides においても同様
※3 これらの確認項目は、◎評価はなく、○評価又は×評価となる

39

24年度を受給対象年度に含む単年・長期卸の評価結果（案） サマリ 2/3

確認観点	No.	確認項目	単年/ 長期	◎○×評価（確認対象外の項目は“-”）※確認対象外の項目は、総合評価には影響しない												
				北海道	東北	東電 HD・ RP	東電 EP	中電 HD	中電 MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
D オプション価値	12★	内外同一の設定	単年	◎	◎	○	◎	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	13★	規程に基づいた運用	単年	◎	◎	◎	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			長期	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	-	-	
E 転売禁止	14★	転売禁止有無	単年	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎
F エリア内限定の供給等	15★	エリア内供給の前提	単年	◎	○	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎
G 価格以外の評価基準 （与信評価・取引実績評価）	16★	与信評価基準	単年	◎	◎	◎	◎	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎
	17※ 2	前払い等の判断根拠	単年	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-
			長期	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	-
	18★	取引実績評価基準	単年	-	◎	-	-	-	-	-	◎	-	-	◎	-	-
			長期	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-
	19★	その他の評価基準	単年	-	-	-	◎	-	-	-	◎	-	-	◎	-	-
			長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-
H 一律の価格（体系）での販売に 特有の確認項目 ※1	20★	最低購入単位	単年	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎
			長期	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	◎	◎
	21★	配分方法	単年	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			長期	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-

※1 これらの確認観点は、該当する一部の事業者のみを確認対象とする
 ※2 これらの確認項目は、◎評価はなく、○評価又は ×評価となる

40

29

24年度を受給対象年度に含む単年・長期卸の評価結果（案） サマリ 3/3

確認観点	No.	確認項目	単年/ 長期	◎○×評価（確認対象外の項目は“-”）※確認対象外の項目は、総合評価には影響しない												
				北海道	東北	東電 HD・ RP	東電 EP	中電 HD	中電 MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
I 入札制に特有の確認項目 ※1	22★	自社小売の参加	単年	◎	◎	○	◎	-	-	◎	-	◎	◎	-	◎	-
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	
	23★	最低価格の公表	単年	◎	◎	-	◎	-	-	◎	-	◎	◎	-	◎	-
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	
	24	予定供出量の公表	単年	◎	◎	-	◎	-	-	◎	-	◎	◎	-	◎	-
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	
J ブローカー制に特有の確認項目 ※1	25★	売りタイミングの把握	単年	◎	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	
			長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	26★	売り入札量の大きさ	単年	◎	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	
			長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27	個別条件の交渉	単年	◎	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	
			長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
K 相対交渉に特有の確認項目 ※1	28★	ポイント/結果の無差別	単年	-	-	-	-	○	-	-	◎	-	-	◎	-	
			長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	
	※2 29	受給条件の協議	単年	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	
			長期	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	
L 相対卸契約価格（結果） ※3	30	内外卸契約価格差	単年	◎	○	-	◎	-	-	◎	◎	○	◎	◎	◎	
			長期	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	
M 小売価格への反映	31	小売価格への反映	22年	◎	○	-	○	-	◎	-	○	○	○	○	○	
			23年	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	
			24年	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	

※1 これらの確認観点は、該当する一部の事業者のみを確認対象とする
 ※2 これらの確認項目は、◎評価はなく、○評価又は ×評価となる
 ※3 仮に1件も契約に至らなかった場合や自社小売又は社外小売のみの契約となった場合にも、そのこと自体が事業者の非公表情報に該当する場合には、販売プロセスが内外無差別であったことを確認した上で、評価結果は「○」と表記することとする。

41
42

30

43 2. 文書の概要

44 本文書（資料３－１）は、第 45 回制度設計専門会合（令和 2 年 2 月開催）における不当
45 な内部補助防止策の議論から、第 98 回制度設計専門会合（令和 6 年 6 月開催）までの議論
46 のうち、内外無差別な卸売に係る内容を整理し、とりまとめたものであり、第 2 回制度設計・
47 監視専門会合（令和 6 年 10 月開催）において御審議、御了承いただいた。

48 本文書は、①内外無差別な卸売等のフォローアップに至る経緯、②各社のコミットメント
49 に基づく取組に関する評価の考え方の大きく二部で構成している。加えて、別紙として、項
50 目別評価方針及び過去の評価例をまとめており、本年 6 月末までに制度設計専門会合で審議
51 された内外無差別な卸売等のコミットメントに関する議論を網羅的に整理している。

53 3. 今後の対応

54 本文書は、既にこれまでの制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合で審議がなされ
55 た内容を整理しとりまとめたものであるが、旧一電等の取組に関する現時点の評価方針も整
56 理している。また、本文書は、委員会が旧一電等に対し指導する際の指針であり、電気事業
57 法第 66 条の 10 における「委員会の事務」を具体的に記載した文書である。

58 今後も、本方針が改正されない限り、本評価方針に基づいて、旧一電等に対して取組の改
59 善を求めていくことから、行政手続法第 39 条第 1 項に定める意見公募手続（以下「法定パ
60 ブコメ」という。）を実施した後、公表することとしたい。

61 本委員会における御了承をいただいた後、10 月 30 日（水）から 11 月 28 日（木）までの
62 間、法定パブコメを実施し、必要に応じて修正を行った上で、本委員会に文書を再度諮った
63 後セットし、公表することとしたい。

64
65 以 上

参考：関係条文等

●行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。（以下略）

●電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

（事務局）

第六十六条の十 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、政令で定める。